

2021年2月8日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ウ ェ イ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 山 義 一
(コード番号：3936)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 赤 堀 政 彦
TEL. 03-5441-7193

連結子会社による第三者割当増資に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社タイムチケットは、2020年11月15日開催の取締役会において、第三者割当増資を実施する旨を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 増資の理由

株式会社タイムチケットは、企業の副業解禁やフリーランサーの増加に伴い成長してまいりました。さらなる飛躍に向け、2020年7月に開始したフリーランスと企業をつなぐ「TimeTicket Pro」と「TimeTicket」のシステム開発及びユーザー獲得のための広告宣伝費への投資により事業の伸長を目指すため、第三者割当増資を行うことを決定いたしました。

2. 増資の方法

当社の子会社である株式会社タイムチケットは、第三者割当増資を実施し、新株を1,696株発行いたしました。

3. 子会社の概要

(1)名称	株式会社タイムチケット		
(2)所在地	東京都港区浜松町1-7-3		
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 各務 正人		
(4)事業内容	タイムチケット事業		
(5)資本金	221,462千円		
(6)設立年月日	2019年4月1日		
(7)大株主及び持株比率	名称	増資前	増資後
	株式会社グローバルウェイ	56%	53%
	各務正人	20%	22%
	株式会社RIKA (各務正人の資産管理会社)	5%	5%
(8)上場企業と当該会社との関係等	資本関係	当社は当該会社の株式56%を保有しており、当社取締役が24%を保有しております。	
	人的関係	当社取締役2名が当該会社の取締役を兼任しております。	
	取引関係	管理業務請負	
	関連当事者への該当状況	当社の連結子会社であります。	
(9)当該会社の最近3年間の財政状態及び経営成績			
	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
純 資 産	－千円	－千円	105,475千円
総 資 産	－千円	－千円	161,677千円
売 上 高	－千円	－千円	40,352千円
営 業 利 益	－千円	－千円	△118,117千円

4. 子会社における第三者割当増資の概要

(1)払込期日	2020年11月25日		
(2)発行新株式数	1,696株		
(3)発行価格	53,100円		
(4)発行総額	90,057,600円		
(5)割当先	各務 正人	942株	(株)グローバルウェイ取締役会長

			株タイムチケット代表取締役社長
	その他2名	754株	当社と関係ない個人

(注) 2019年10月31日付「連結子会社による第三者割当増資に関するお知らせ」及び2020年5月13日付「連結子会社による第三者割当増資に関するお知らせ」に記載のとおり、2019年6月28日の株式発行価額は1株当たり11,680円としています。なお、当該発行価額については、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である算定機関によって株式価値の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割当てを行っております。また、2019年8月30日以降の第三者割当増資の1株当たり発行価額は、前述の第三者評価機関の算出を参考に株式会社タイムチケットにて株式価値を算出し53,100円としています。2019年7月から法人と個人間で個人の時間を販売できるサービスであるTimeTicket Pro（タイムチケットプロ）を開始したが、事業拡大に時間を要しているため、株式会社タイムチケットの事業計画での収益見通しが見えないことや、TimeTicket GmbHが発行する暗号資産タイムコインについて、当初プライベートセールを予定しておりましたが、2020年9月18日付「（開示事項の経過）「タイムコインのIEO販売想定価格等変更並びに実施時期決定及びプライベートセール中止」のとおりプライベートセールを中止し、IEO後のマーケットでの調達を行う方針としたことにより、暗号資産を活用した中長期での資金調達に変更となったとはいえ、収益見通し自体の大幅な変更はないため過去の株価を利用しております。

5. 増資の日程

2020年11月15日	株式会社タイムチケット取締役会決議
2020年11月25日	第三者割当増資の払込期日

6. 今後の見通し

連結業績への影響につきましては、軽微と見込んでおります。今後業績に及ぼす事象が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

7. 支配株主との取引に関する事項

第三者割当増資の割当先であります各務正人は当社の支配株主であることから、支配株主との取引等に該当しております。

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社議決権の62%に相当する株式を保有し支配株主である当社取締役会長の各務正人への割当であるため、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2020年8月14日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を以下のように定めており、当該方針に則って決定されております。

「当社が支配株主との取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを原則とし、その取引内容および条件の妥当性等については取締役会において審議を行うことで、当社および少数株主に不利益とならないよう法令・規則を順守し、適切に対応してまいります。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本割当の割当先の決定は、社内で定められた規則及び手続きに基づいて行われております。

また、本割当の条件についても、当社と関係のない法人及び個人と同条件であり、一般的な第三者割当増資の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。また、各務正人への割当につきましては、当社及び子会社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応及び財務体質の抜本的な改善が可能となるメリットがあり、当社及び子会社の業績改善に大きく寄与するもので、株式価値の向上に資するものと考えております。さらに、本割当の割当が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である算定機関によって、株式価値の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割当てを行っております。なお、利益相反を回避するため、各務正人は、本割当に係る取締役会の決議に参加していません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本割当先の妥当性については、当社取締役会にて審議の上、本日付で、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役である黒田真行氏、社外監査役である直井隆徳氏、佐藤岳氏及び小笠原誠氏より、本割当は、当社グループの財務基盤の安定化

及び企業価値向上を目的とされており、手続きについても、当社と支配株主等との間の利益相反を回避する措置が適切にとられていることから、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

以 上